

厚生労働大臣が定める療養を廃止する件

○厚生労働省告示第百二十六号

厚生労働大臣が定める療養（平成十八年厚生労働省告示第四十二号）は、令和六年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の日に行われた療養の費用の額の算定については、なお従前の例による。

令和六年三月二十七日

厚生労働大臣 武見 敬三